

# 青森県報

第二千三百四十二号

平成十六年  
六月二十一日  
(月曜日)

## 目 次

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………	(健康福祉課)	一
告示		
生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課)	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出……………	(同)	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(同)	二
生活保護法による施術者の指定……………	(同)	二
保安林の指定予定……………	(林政課)	三
保安林の指定解除予定……………	(同)	三
右 同……………	(同)	三
右 同……………	(同)	三
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(県民生活政策課)	四
大規模小売店舗の変更の届出……………	(経営振興課)	四
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………	(同)	五
出先機関		
土地改良事業の工事の完了……………	(農林水産事務所)	六

## 規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二(二)中「二百四十六万八千円」を「二百四十三万三千円」に改め、同表の三の三(一)の表中

一七、三〇〇円	二二、二〇〇円	三三、八〇〇円	三六、二〇〇円	四六、八〇〇円	七二、二〇〇円
二六、六〇〇円	三六、六〇〇円	五二、六〇〇円	六〇、五〇〇円	七五、八〇〇円	一〇、五〇〇円

を

一七、三〇〇円	二二、二〇〇円	三三、七〇〇円	三六、一〇〇円	四六、六〇〇円	七二、一〇〇円
二六、五〇〇円	三六、八〇〇円	五二、四〇〇円	六〇、三〇〇円	七五、六〇〇円	一〇、三〇〇円

に改め、

同三(二)の表中

一七、〇〇〇円	二〇、一〇〇円	を	一六、九〇〇円	二〇、〇〇〇円	に改め、別表第一の六の二中
---------	---------	---	---------	---------	---------------

「五十二万五千円」を「五十一万九千円」に改め、同表の九の三中「十八万九千円」を「十九万三千円」に、「十五万二千二百円」を「十五万四千四百円」に改め、同表の十の二の四(一)中「三千二百円」を「三千三百円」に改め、同表の十一の二中「十三

万八千五百円」を「十三万七千円」に改める。  
 別表第二の一の1の(一)中「一万七千六百円」を「一万七千四百円」に改め、同1の(二)中「一万二千円」を「一万九千九百円」に改め、同1の(三)中「一万六千六百円」を「一万四千四百円」に改め、同1の(四)中「一万七千四百円」を「一万七千二百円」に改め、同1の(五)中「一万九百円」を「一万七千七百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の九の3及び十の2の(四)の(1)の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

告 示

青森県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
レディスクリニック セントセシリア サカイ歯科	青森市大字筒井字八ツ橋九五の二一 中津軽郡相馬村大字黒滝字二ノ川瀬一の 一・二	平成一六・五・二七
ジャスコ下田店薬局 調剤薬局ツルハドラ ツグ大野店	上北郡下田町字中野平四〇の一 青森市金沢三丁目一二の二一	一六・五・一
		" "

青森県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次のと

おり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

変更に 変更前	変更に 変更後	区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
市浦村国民健康保険 市浦診療所	市浦村国民健康保険 医科診療所			北津軽郡市浦村大字相内字相内 二七三	平成一六・四・一

青森県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
今別三厩クリニック 山本医院 長島皮フ科クリニック	東津軽郡今別町大字浜名字浜名沢一五の二 北津軽郡小泊村字小泊二二三の一 青森市金沢四丁目一六の二七	平成一六・五・二〇 " 一六・五・三

青森県告示第四百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住 所	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年 月 日
斎藤光央	北津軽郡板柳町大字 掛落林字前田六の五	ふれあいの サーブ ス 弘前営業所	弘前市大字神田二丁目 七の五 東弘ビル	平成 一六・五・一

青森県告示第四百四十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所  
三戸郡五戸町大字手倉橋字門前平四九の一・四九の二（以上二筆について次の図に示すとおり。）

二 保安林指定の目的  
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び五戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百四十九号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の

通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

中津軽郡西目屋村大字川原平字鬼川辺一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び西目屋村役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百五十号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

南津軽郡平賀町大字切明字滝ノ森一の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び平賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百五十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三四の一から三四の三・三五の二・三六の二・三七の三・三七の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年六月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人イーデルの里

三 代表者の氏名

姓名 喜代春

四 主たる事務所の所在地

上北郡野辺地町字石神裏六の二

五 定款に記載された目的

この法人は、県内の高齢者、障害者に対して、居宅介護支援に関する事業、地域生活援助事業を行うことによつて、高齢者、障害者等の福祉の増進に寄与する事を目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

エルムの街ショッピングセンター

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

五所川原街づくり株式会社

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一

代表取締役 葛西英機

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社イトーヨーカ堂 東京都港区芝公園四丁目一の四 代表取締役 井坂榮	株式会社イトーヨーカ堂 東京都千代田区二番町八の八 代表取締役 井坂榮	平成 十六 年 五 月 二 七

四 届出年月日

平成十六年六月十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び五所川原市役所

2 期間

平成十六年六月二十一日から同年十月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年十月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年六月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協つくた店

青森市中佃二丁目一九の二三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目一の一

理事長 井筒智義

三 青森市の意見の概要

当該店舗への進入経路として想定しているルート付近は住宅地となっており、来客自動車が入り、住環境へ大きな影響を与えると考えられる。特に開業時及び売出期間中は、主要交差点で予測値以上の渋滞が発生するものと見込まれることから、自動車による当該店舗までの進入経路の分散化・明確化策として、次に掲げる実効性のある措置を講ずること。

「大規模小売店までの経路」「道路の渋滞予想」「駐車場出入口の位置」「公共交通利用による来店」について、折込チラシ等により事前に来店者へ情報等の提供を行うこと。

主要交差点ポイントにおいては、大規模小売店舗までの経路を示す看板を設置すること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年六月二十一日から同年七月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第一項の規定により公告する。

平成十六年六月二十一日

上北地方農林水産事務所長 岩 淵 肇

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十五年災農地災害復旧事業 四五 一	東 北 町	平成一六・四・四
十五年災農業用施設災害復旧事業四五 一〇一	"	一六・五・六
"	"	一六・四・二六
"	"	一六・四・二九
"	"	一六・四・二六
"	"	一六・五・六
"	"	一六・四・二六
"	"	一六・四・三
"	"	一六・四・二四
"	"	一六・五・六
"	"	一六・五・一〇
"	"	一六・四・三
"	"	一六・四・三

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭